

別記様式第10号 (第36条関係)

第1面

第 号	
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律 第13条第2項（第35条第2項において準用する場合を含む。）に規定する立入検査証	
写 真	職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日交付
	法 務 大 臣 厚生労働大臣

第2面

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 主務大臣は、この章(次節を除く。)の規定を施行するために必要な限度において、育成就労実施者若しくは育成就労実施者であった者(以下この項及び次条第1項において「育成就労実施者等」という。)、監理支援機関若しくは監理支援機関であった者(以下この項、次条第1項及び第35条第1項において「監理支援機関等」という。)、若しくは育成就労実施者等若しくは監理支援機関等の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)、若しくは役職員であった者(以下この項及び次条第1項において「役職員等」という。))に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは育成就労実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは育成就労実施者等若しくは監理支援機関等に係る事業所その他育成就労に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認定の取消し等)

第16条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、育成就労認定を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五・六 (略)

2 (略)

第3面

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、監理型育成就労関係者（監理支援機関等又は監理型育成就労実施者若しくは監理型育成就労実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは監理型育成就労関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは監理型育成就労関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは監理型育成就労関係者に係る事業所その他監理型育成就労に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2・3 (略)

第4面

第112条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四～十三 (略)

2 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条第1項、第111条又は前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B列7とすること。